⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　共同企業体の代表者　同種工事とは、次に掲げる⑴の要件を満たす工事とする。

⑴　学校施設・研究施設・庁舎又は病院の機械設備工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

同種工事とは、次に掲げる⑴の要件を満たす工事とする。

⑴　学校施設・研究施設・庁舎又は病院の機械設備工事

同種工事の実績及び代表者以外の構成員の実績が、国立大学法人大阪大学発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成23年度以降に、元請として完成し、引渡しが完了した上記５⑷①に掲げる工事を施工した経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること。

同種工事の経験が、国立大学法人大阪大学発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　代表者以外の構成員の配置予定技術者については上記５⑷に掲げる工事の経験を問わないこととする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

６　認定資格有効期間　認定の日から当該工事の完成後３か月を経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結されるまでとする。

７　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　同一の者が二以上の特定共同企業体の構成員となって申請することはできない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年４月20日

支出負担行為担当官

出入国在留管理庁次長　内藤惣一郎

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入特定役務及び数量　電子渡航認証システム開発に伴う共同キオスク2.0及びウォークスルーゲート2.0用アプリケーションの設計・開発業務等　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年５月15日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒160―0004 東京都新宿区四谷一丁目６番１号四谷タワー14階　出入国在留管理庁総務課情報システム管理室ＤＸ推進第五係　電話03―5363―3050

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年４月20日から令和８年５月15日まで

⑵　交付場所　調達ポータル及び〒100―8973 東京都千代田区霞が関１－１－１　出入国在留管理庁総務課予算第二係　電話03―3592―751にて配布する。

４　仕様書案の説明会　実施しない。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Design and development work for applications for Kiosk 2.0 and WTG 2.0 related to the development of the JESTA.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　15 May, 2026

⑷　Contact point for the notice : Second Budget Unit, General Affairs Division, Immigration Services Agency 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8973 Japan. TEL 03―3592―7516

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年４月20日

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事　中山　裕司

◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　2027年度　国立研究開発法人情報通信研究機構　本部で使用する再生可能エネルギー電力需給契約　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年５月20日17時00分まで必着のこと。

⑵　提出先　〒184―8795 東京都小金井市貫井北町４－２－１　情報通信研究機構財務部施設室　施設管理グループ　横井まなみ　電話042―327―7541

Ｅメール　choumu@ml.nict.go.jp